

赤穂市障害福祉サービス等の事務処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月3日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第27号

赤穂市障害福祉サービス等の事務処理に関する規則
の一部を改正する規則

赤穂市障害福祉サービス等の事務処理に関する規則（平成18年赤穂市規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号申請するサービスの部訪問系の款中

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	/
<input type="checkbox"/> 行動援護	
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

」を

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 就労選択支援
<input type="checkbox"/> 行動援護	/
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

」に、同様式申請する減免の種類

の表中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

様式第4号変更を申請するサービスの部訪問系の款中

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	/
<input type="checkbox"/> 行動援護	
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

」を

「

<input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 就労選択支援
<input type="checkbox"/> 行動援護	/
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

」に、同様式申請する減免の種類

の表中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号申請する減免の種類を表及び様式第4号申請する減免の種類を表の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。